

# 回覧 法務局からのお知らせ

## ！ 土地所有者等の皆様にお願ひ

長野地方法務局では、長野市大字北尾張部地区、同市大字南堀地区、同市大字石渡地区及び同市大字小島地区の各一部（裏面をご覧ください。）において、公図と現地が一致しない地域があるため、令和4年度、令和5年度の2年間の作業で、新しい地図を作成することになりました。

令和4年度は、この地区の土地の利用状況等を調査するとともに、地図作成に必要な土地の測量に使用する国家基準点（鉾等）の設置作業を行います。

つきましては、裏面の地域内を下記の作業機関の者が巡回し、設置作業をいたしますので、御理解・御協力をお願いいたします。



### 皆さんにお願ひすること

この作業において設置した基準点標識等は、測量の基礎となりますから、絶対に動かさないでください。

皆様方の所有地へ立ち入る必要があるときには、事前に御連絡をさせていただきますので御協力をお願いいたします。

### ▶ 作業の効果

基準点標識の設置が完了しますと、その後の登記に関する土地の測量は、この基準点を使用して行うことになり、正確な地積測量図が作成されることとなります。

各土地の境界については、令和5年度に所有者様の立会いのもと確認いたします。後日、説明会を開催した上、各所有者の皆様立会い日時等のご案内をいたします。

### ● 作業期間

令和4年10月上旬から令和6年2月までの間

### ● 計画機関

長野地方法務局

### ● 作業機関

公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

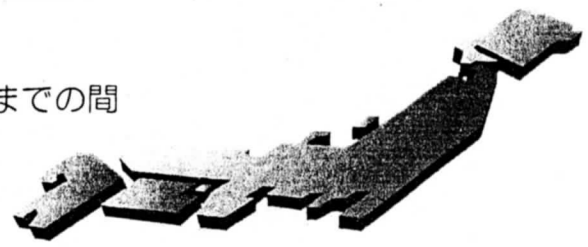
### ※お問い合わせ・連絡先

長野市大字長野旭町1108番地

長野地方法務局不動産登記部門（担当 三瀬）

電話 026-235-6642

長野地方法務局



令和4年・5年度 登記所備付地図作成作業実施区域

